

会議録

会議名 令和５年度第３回郡山市公文書等の管理に係る懇談会
日 時 令和５年９月４日（月）１５：３０～１７：００
場 所 郡山市役所西庁舎５階 ５－１－２会議室
出席者 石田 宏壽委員（座長）、大河 峯夫委員（座長代理）、
白井 哲哉委員、梅原 康嗣委員、白石 烈委員、徳竹 剛委員
事務局 総務部 部長 宗方 成利
〃 部次長兼総務法務課長 山内 憲
総務法務課 課長補佐 佐藤 友洋
〃 主任主査兼文書係長 早川 裕子
〃 文書係 主任 橋本 浩光、主査 橋本 佑也、西間木 勇吾
文化スポーツ部 部次長兼文化振興課長 宍戸 秀明
文化振興課 課長補佐 上石 伸弥
〃 （仮称）歴史情報・公文書館設置準備室 室長 嶋根 裕一
〃 主任 佐藤 泰之

- 次第 １ 開会
２ 報告
特定歴史公文書の廃棄に関する規定 （資料１、資料２）
３ 議事
（１）論点６ 公文書管理委員会の権限 （資料３）
（２）論点７ 法人等の文書管理 （資料４）
（３）論点８ 市長の調整（市長と他の実施機関の関係性） （資料５）
（４）論点９ 経過措置 （資料６）
（５）その他 郡山市公文書等の管理に関する条例骨子（案）（資料７）
４ 閉会

司会 定刻となりましたので、ただ今から令和５年度第３回郡山市公文書等の管理に係る懇談会を開催いたします。徳竹委員につきましては少し遅れると連絡がありましたので、ご報告させていただきます。それでは次第に従いまして２の報告に入ります。特定歴史公文書の廃棄に関する規定について事務局報告をお願いします。

事務局 【説明】
特定歴史公文書の廃棄に関する規定 （資料１、資料２）

司会 ただいまの報告について、委員の皆様から何かございますか。

白井委員 先ほどの資料 1 の 11、12 で出ていた質問に対する回答で文言を整理するというご発言がありましたが、それが資料 2 における 1 番最後のところの 2 行ということよろしいでしょうか。

事務局 1 番下の郡山市の方向性というところの（条例案文）というところでございます。

白井委員 「極限まで」と付けるか付けないか、これは法務の調整もあるけれども、この条例案文で行くというそういうことですね。わかりました。

大河委員 劣化が（極限まで）という括弧書きなのですが、これは白井委員の言うとおりの調整の余地があるのですか。

事務局 資料作成時は、他の資料も見ましても、「極限まで」という言葉を使う必要性があるのかなということで括弧書きにしましたが、いずれにしても最後に、これを原因として「判読及び修復が不可能で利用できなくなり」という点が 1 番の判断材料になります。前の方の説明文がちょっと動いても変わりはないと思っているのですが、せっかく国の方のガイドラインがこのような表現をしていますので、なるべく一緒にした方が良いのかなと思っております。今の時点では、括弧書きのところ明記しておいた方が良いのかなと考えております。

司会 他にございませんか。以上で 2 の報告を終了いたしまして、3 の議事に入ります。開催要項第 6 条の規定により、座長が進行することとされておりますので、石田座長に議事の進行をお願いします。

石田座長 それでは論点 6 の公文書管理委員会の権限について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 【説明】
論点 6 公文書管理委員会の権限(資料 3)

(徳竹委員入室)

石田座長 今の説明にご意見等ございますか。

白井委員 質問してよろしいでしょうか。今の事務局の話について詳しくないことも十分あり 2 つ教えてください。まず 1 つは、2 ページ目の附属機関についてです。附属機関の説明のところで、補助職員以外の外部の者が構成員として加わり云々とありますが、これは知らないのので教えていただきたいのですが、この附属機関というのは、郡山市であれば、市役所の職員が構成員として入るということはないということでしょうか。それはあり得るということになるのでしょうか。

事務局 考えとしては、あり得るかと思います。

白井委員 入ることもあり得ると。今回どうするかは別にして他県の自治体で、そういう審議会に居た時に、市の課長クラスがいたということがあったものですから、そういうことが一般にあり得るのかということで今回の郡山市ではどうか別ですけども、その可能性があるのかっていうのをちょっと聞きたかったです。

事務局 制度設計上は許されております。

白井委員 わかりました。それからもう1つは、4ページ目のところの公文書管理委員会の権限をまとめたマトリックス表で、他の自治体との比較ということで、細かくお話をいただいていたところなのですが、特に自治体独自のお話になった時に、条例に盛り込む話と、それから規則に送る話と両方お話になったように伺いました。ここで丸がついているものは公文書管理条例に載せていくというような話だと思いますが、条例には載せずに条例施行規則として、その下位の例規で作られてくるものに何を送るのがちょっとわからなかったので、補足でもう少し説明していただけるとありがたいです。

事務局 基本的には、5ページの③の例のところに当たるものを規則で規定したいと思っています。ただ、資料が混在して申し訳ございませんが、例えば、歴史的公文書の選別基準の変更などについては、この条例事項に丸がついておりますので、ここは訂正させていただきます。5ページの郡山市案というところで、四角で囲んでございまして、その③に、公文書の管理に関する重要な事項を決定するとしています。

白井委員 これ自体は条例に載る予定、載せようとする文言ですか。

事務局 はい。③をそういう形で条例に盛り込みたいと思います。

白井委員 「公文書等の管理に関する重要事項を決定するとき」という、こういう表現を条例案として、盛り込むと。

事務局 はい。その中の具体例として、規則にこのような例として挙げているものを落としていきたいと思っています。今一点気づいたのですが、表の方では、「歴史的公文書選別基準を変更する時」というのが入っていますが、4ページの赤く囲んだ四角の最後、1番下の「歴史的公文書選別基準を定め、又は変更するとき」は条例事項に入れてしまっているので、ちょっとここ矛盾していました。

白井委員 そうすると、4ページのこの表の下から2行目になる、「歴史的公文書選別基準を定め、又は変更する時」というのが郡山市の案で丸になっているのは、これは、丸は消すのですか。

事務局 そこは丸として、条例にきちんと載せたいです。

白井委員 これは丸のままにして、先ほどご指摘いただいた、5 ページ目の例とあるうちの、4 つ黒点（・）が並んでいる、その 1 番下を消すということですね。

事務局 はいそうです。

白井委員 5 ページ目にあるこの③の黒点 3 つを、条例施行規則に盛り込む、そういうことですね。

事務局 はい。

石田座長 もう一度、確認していただけますか。4 ページの全体像は、消したり削除したりはないですね。

事務局 変わりません。5 ページの③の 1 番下の黒点（・）「歴史公文書の選別基準の変更」は条例に盛り込みますので、規則としては入れないということです。失礼しました。

石田座長 その他ございませんか。

白石委員 あくまで確認ですけれども 4 ページで他の自治体の事例はこうですよ。それに対して、郡山市は同じく採用して、若しくはこれは採用しないと取捨選択されていますけれども、郡山市が今回丸をつけたものを採用するかどうかを判断する時に気を付けたポイントというか、柱になるような考え方とか、こういうところが力点を置いたところですよとか、何かそういったものがあれば説明していただけると、聞いている方は今後わかりやすくなるかなと思います。可能な範囲で結構です。

事務局 私どもとしては、こういうものを見させていただく中で、やはり第三者機関である附属機関を設けるに当たって、皆様のご意見を積極的に聞けるように間口を広げておきたいという思いがございます。特に赤く囲んだ部分について意見を述べるができるとか、そういった規定を設けておけば、皆さんがご質問されたことだけではなくて、ご意見を頂戴できる形になると思ひまして積極的に採用しようと思っております。また、規則に落とすものについては、時代と言いますか、流動性があるものについては、規則で対応できるような形にしようということで、この 2 点を考えておりました。

白石委員 なるほど。はい、わかりました。ありがとうございました。

石田座長 今の質問大事なところだと思うんですね。何を柱、ポイントとして、郡山市は作

り上げていくのかっていうのが大事なことだと思います。ご発言いただいてありがとうございます。

白井委員 今の白石委員の話をもう少しミクロに確認するのですが、4ページの自治体独自のところで赤く囲んでいるところというのは、1番下の歴史公文書の選別基準の云々を除くとニュアンスはちょっとずつ違うのですけれども、趣旨としては同じようなことを言っているという風に見てよいのかなと私は思いました。その中で「市長が必要と認めるものを処理すること」というのを郡山市は文言としては選んだ。その前後にある、「諮問に応じて調査審議する」とか、「重要事項について審議し、市長に意見を述べることができる」とかっていうことを、こういう言い方は採用しなかったという、ニュアンスの違いというのが、しばらく行政から離れてしまったので、ほとんどニュアンスをうまく捕まえられませんでした。

事務局 そうですね、ちょっと私ども抜けていたところがございますが、趣旨としては、このような考えは持っていくということです。他市の事例を並べてしまったことによって重複する部分も確かにあると思いますので、再度整理させていただいて、趣旨はこういう形でうまく住み分けをさせていただきたい。すいません、ちょっと混乱してしまうかなと思います。

白井委員 白石委員の質問に対して、趣旨はわかりましたが、そうすると、この言葉を選んだっていう、そこからこの言葉を選んだのかなということを思ったので、その確認です。そうすると、ニュアンスの違いってなんなのかなと、ふと思ったものですから。

事務局 他市のものをそのまま並べてしまったことによって、混乱も出てしまったと思いますので、申し訳ありませんでした。

白井委員 意図することはこれっていうのがもしあったら後で教えてください。

事務局 やはり大きくは、こちらの方でお願いするものを審議していただくということと、意見を言っていただくこと、規則改正などにご理解いただくこと、というのが大きな柱かと思います。申し訳ありませんでした。

石田座長 そうですね、今質問いただいてもそんな感じがしますね。同じような内容。この辺整理していただきます。よろしく願います。別のことで私からですが、今の4ページの上の方は、秋田市はずっと国の方に合わせながらやるんですが、下の方、ない部分はこれで良いのかな。

事務局 秋田市は非常に早い時期に条例を作られていまして、国にほとんど倣って、同じような文言になっていました。この赤い部分、独自という風に表現していますが、

実際は国のやっている②から④までと重複しているんですね。ですから、やっていることは、同じところがあって、秋田市は本当、国に忠実にやっているように見受けられました。

石田座長 要するに自治体というか、1つの流れの中で、変わってくるものがいくつか出てくるってことですね。

事務局 後発の自治体は、いろんな事例を見て合理的に判断をした中で選択をされているのかなと思います。

石田座長 国は大きいですね。地方はまたそれだけに合わせたではね、合わないところが出てくるからね。

事務局 前例がない時期に策定した条例は、モデルなどが少ないから、こういう風になった部分もあるのかなと思いました。

白井委員 梅原委員に聞いてもいいですか。実際に政令の改正ってことは、省庁の政令改正とか修正とかってということが公文書管理委員会の議題に上がり得るってことなのですか。国の公文書管理法で政令の制定・改正をしようとする時とか、公文書管理規則を制定、改正しようとする時とかってというのが上がっているというのは、省庁のものを改正し、何かいじろうとした時に、国の公文書管理委員会で、それが審議されるっていう、そういうことなのですか。

梅原委員 この政令と出てくるところは、公文書管理法施行令の制定・改廃なので省庁が作っている政令というか省令、そういったものに直接何かをとというわけではないんです。今ある、公文書管理法施行令、これは法律を具体的に運用させるための内容ですけども、その内容自体を変えるというような時に委員会の意見を必ず聞くという仕組みだけだと思います。

白井委員 わかりました。省庁の個別の話に入ってくるとか、そういうことではないんですね。

梅原委員 そうですね。その次の、それぞれの省庁が作っている管理規則みたいなものを改正する。改正するにはきっかけがあって、どちらかというとガイドラインが変わりましたと。そういう状況で、みんな横並びで変えないとダメだねとなると、それぞれが変えるということになります。微修正は、そんなに大きな議論にはならないと思いますけれども、ただ、横並びで変更があった時に差が出るというようなことがないかっていうのは、横並びでちゃんと見ていると思いますので、基本的には、一応委員会に確認をする。そういうことだと思います。

白井委員 今の座長のやり取りでちょっと気になったものですから、参考までお伺いして

しました。ありがとうございます。

白井委員 これも確認です。先ほどの話と関わりますけれども、この郡山市公文管理委員会は、特定歴史公文書を廃棄する場合に機能するということになりますから、評価選別の二次選別と言いましょうか、一次選別が各部局で行われるとすれば、その結果を踏まえて最終的に移管なのか廃棄なのかを決める、二次選別に関与するということによろしいわけですね。関与するとか、その案が事務局から出てきた時に、それを確認するとか、あるいはそこで、これどうなの、ということになった時に議論が行われるということがあり得るということによろしいでしょうか。

梅原委員 その点に関連するのでお話しします。先ほどの表に戻ってしまうのですが、4ページのところ。白井委員が言われたのは、自治体独自のところの現用文書の廃棄にならないかなと。そうすると郡山市は、ここには丸がついていないんですよね。なので、特定歴史公文書の廃棄は②であるのですが、今の話だと委員会には諮らないという整理になっているかなと思うのですが、その辺の確認だけです。

事務局 梅原委員のおっしゃるとおりで、二次選別の時に判断に困るものが出てきた時には委員会にお諮りしたいと考えております。条例の文言はまだ決まっていないのですが、それは市長が必要と認めるとか重要な時に諮るという風に考えております。

白井委員 そうなると梅原委員に僕が聞きたいのですが、先ほどの今ご指摘いただいた表のところでの保存期間が満了した公文書を廃棄しようとする時に市長が必要と認めるものに該当する場合は、公文書管理委員会が関与するってということがあり得るという話ですね。

事務局 現用文書の廃棄の方に丸をつけてしまうと、仕組みで言うと全部お諮りすることになってしまうので、そうではなくて一部といった時に市長が必要と認める場合に審議をお願いしたいという風に考えていまして、丸はつけませんでした。

白石委員 現用文書の廃棄の判断で、むしろチェック機能を果たすべきは歴公館の館長以下、アーキビストなりのスタッフなんじゃないかなっていう気はしますがね。宮内庁で言えば、現用文書のレコードスケジュールまでして、廃棄かどうかっていう時に、必ず宮内公文書館というところで情報が共有されて、そこでチェックなりなんなりされます。だから私はこれで、いいような気がします。梅原委員どうでしょう。

梅原委員 私も最後のところでちょっと気になったのは、この現用文書の廃棄のところの横並びで見た時に、高松、尼崎、金沢は斜線が引かれているので、どういう意味

なのか明確でなかったところがあるのですが、新潟、仙台は必ず聞きます。秋田は、全部はやらないけれども、最後決定をする段階でご相談するというように読めたんですね。それで高松、尼崎、金沢は委員会にもかけないから、これは公文書館が責任を持ってやりますと言っているのかなと。この辺の読み取りがちょっとできなかったところがありました。今、白石委員もおっしゃっていたのですが、今度新しくできる歴公館、そこでの役割、それから、そうは言っても事務局の方からお話があったように、やっぱりなかなか最後の判断が難しいねという時に、専門の委員の皆さんに、市長が必要と認めるという内容として常時ではないのだけれども、困った時は助けてね。そこを言っているっていう風に理解するかどうかというあたり、1回整理をしていただければいいかなと思います。

事務局 今の梅原委員の整理のとおりです。高松、尼崎、金沢は、条例上の規定に現用文書の廃棄という考え方を持っていなかったのも、ここで斜線としました。それで、郡山市は、内容としては梅原委員のおっしゃるとおりです。常時ではないので、ここはちょっと丸をつけないということにした時に、このような表にしてみました。想定としては、レコードスケジュールをちゃんとつけていけば、そんなに件数はないのではないかと思います。過去の文書はちょっとわかりませんが。あと、現用文書の廃棄を全てお諮りするとすると、委員の方のご負担になるかなというのがあったものですから。

石田座長 量的にはそんなに、あるものですか。

白井委員 このような条例も施設も持っていない他自治体の事例に、2つほど関わっていますが、毎回、毎年度10件はありません。10件はないけど、1件やそこらはあります。

白石委員 それは、公文書管理委員会に諮問される案件ですか。

白井委員 はい。要するに、評価選別で移管か廃棄か迷う事例。迷ってしまって、教えてくださいというようなことで、そういったところに持ち込まれてくるものは、毎年度10件はなかったと思いますが、そのぐらいは毎年度あります。

石田座長 諮問するときはその自治体の長たるものがするのですか。

白井委員 それは、内部規則でやっている話で、他市の例なので、そういう実務レベルで相談に乗るというのがあって。ここで言うなら、最終的には公文書管理委員会みたいになるべきなのですが、評価選別の判断に困った文書の相談者が何人かいて、そこに毎年度持ち込まれてくる文書というのは、一次選別できたもので、一次選別をした部局が迷って持ってくる文書もあるし、二次選別の側の担当職員が迷っている文書もある。そういう文書が全然ない年は絶対になくて、年間5

件以上は大体あります。それをやっぱり現物を見て、一度ではわからなくて、どうしようかなっていうのを議論でやっているというのが私のここ何年かの経験としてあります。それは制度としてみれば、郡山市のこれから作ろうとする制度が、未整備の自治体の話なので、白石委員がおっしゃったように、国の宮内公文書館と宮内庁の関係のように、きっちりとしたその辺の住み分けやルールができてくると実はそんなに大変ではないのかもしれないかもしれません。そうすると、これは白石委員にお聞きしたいけど歴公館はちゃんとしなきゃいけないという話になってくる。

白石委員 そういうことですね。それだけ重要な組織ということですよ。

事務局 ちょっと、白井委員に質問なのですが、その年に10件ぐらいってというのは、レコードスケジュールがついた文書ですか。

白井委員 レコードスケジュールがついたものではなく、通例の第一種、第二種のもので、保存期間が満了した時に、それについて評価選別を行わなきゃいけないという、従来型のやり方です。ここで、郡山市が作ろうとしている新しいやり方ではなく、従前のやり方というか、今、現行の形でやるとしたらそういう話になります。

事務局 そうすると、私どもが今想定しているもので、たぶん難しいのは条例制定前のものを考えているので件数が減るのではないのかと考えています。

白井委員 当面は苦勞するのではないか、という気はします。

事務局 はい。当面は苦勞すると思います。

白石委員 私も公務員になったのは、公文書管理法施行直後なので、レコードスケジュールというものが身近で、当たり前の状態で公文書管理をやっているので、どうしてもレコードスケジュールが採用されているものとして考える癖があります。逆に白井委員は、そういったレコードスケジュールを採用していない自治体でそれをどう選別するかっていうところもご意見があったなと今聞いていてわかりました。そうすると、ここでは現用文書を廃棄しようとする時に、公文書管理委員会の方では条例上ではタッチしないことになっているけれども、細かな市長が必要と認めるもの、そうなった時に諮問する。それはレコードスケジュール外の文書で残すかどうかという判断に非常に迷っているものだとそのような理解でよろしいですかね。

事務局 はい、そのとおりです。

石田座長 今のところちょっと項目だけでも置いておいた方がいいかもしれないですね。大変ですけども、ちょっと過渡的なところの、扱いはどうするかという。

白石委員 もちろん実施機関で迷った時に、歴公館の館長以下、スタッフの方ももちろん議論に参加して、それでもなお迷うというものが、ここには上がってくるということですね。

事務局 当初話した時にも思いましたが、ルーティーンで全部委員会にいつてしまうと、最後に見てもらえるのだらうという意識も働いてしまうと思いますので、やはり、委員のおっしゃるとおりで、歴公館に行くところまでできちっと整理をして、どうしても悩ましいものだけはご相談するっていう整理が良いのかなという話で、そういった考えで整理したいと思います。

大河委員 今の議論なのですが、特定歴史公文書の廃棄についてというのが1ページの最後に書いてあって、劣化が極限まで進展して云々とあったとして、廃棄する場合は、必ずしも、公文書管理委員会の意見を聞かない。そういうことですか。

事務局 そちらはご意見を頂戴するということです。

梅原委員 現用文書の廃棄の場合と、すでに歴公館に移管した文書の廃棄の場合とがあり、後者が古くなって読めなくなってしまった場合は委員会にかけるはずだと思いますので、タイミングがどこなのか、もう歴公館になるのか、市役所に置いてあるのかによって、市役所にある場合でも、庁内で議論がちょっと揉めていますという時は、市長が認める重要案件として委員会にも意見を聞いてもらえる、こういう整理で一応お考えなのかなと思いました。

大河委員 要するに現用か、非現用かの違いですか。

梅原委員 特に歴公館に移管して永久保存するといっているのに、それでも処分しなければいけないといわれるのであれば、それは本当にそうなのかどうなのかとか、それは委員会もちちゃんと見ますよっていうことです。

大河委員 今の判断は重要だと思います。

事務局 現用段階でそういう状態になったものがあまりなくて、今までだとマイクロフィルムにしていたものですから。ただ、こうやって今、公文書管理指針が動いて新しく公文書管理条例ができる中では、そういった悩ましいものについて、もし、現用段階で委員会に諮るかどうかにしても、やはり第三者の方にご意見を伺う用意はしていてもいいのかなと思いました。それは将来的に大事だから、特定歴史公文書になり得るようなものだけこういう状態ですっていうのを分かった上で現用で廃棄するというようなことはあり得るのかなと思いました。

石田座長 よろしいですか。先に進めさせていただきます。論点7について、事務局の説明をお願いします。

事務局 【説明】

論点 7 法人等の文書管理(資料 4)

石田座長 何か質問、意見等ありますでしょうか。

白井委員 2つ確認です。1つは、資料4を拝見することで、既存の郡山市の情報公開条例における、出資等法人や指定管理の取扱いを決めているということですが、土地開発公社って、郡山市はありますか。

事務局 あります。

白井委員 あれは大体 100 パーセントじゃないかと思うのですが、私の知っている事例では、100 パーセント出資です。

事務局 広域連合でやっているのです市単独ではないんです。12 市町村が入っているのここには入っていません。

白井委員 なるほど。わかりました。知っている事例では、市の 100 パーセント出資の土地開発公社で、揉め事が起きているっていう事例を知っていたものですから。わかりました。

事務局 対象としている自治体も、確かに拝見しました。

白井委員 もう 1 つは、指定管理者についてです。これは今後の取扱いの話になりますが、情報公開条例で指定管理者の情報公開を定めていて、公文書管理についても定めるとなると、指定管理の契約の際にこの条例に基づいてこれを求めていく、ということになるのだと思うのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

事務局 具体的にまだ、はっきりとは申し上げられないのですが、この趣旨を酌んでくださいというようなことを、指定管理者の協定などでやらないと、と考えています。

白井委員 つまり、情報公開の方でこうあるってことは、指定管理の指定に当たってのその設定とか契約の際に、情報公開条例に則って何か請求があった時は、指定管理者はその保有する情報の公開について、市に準じて行うということがあるのだろうなという風に思ったものですから。そういう理解で良いですか。

事務局 指定管理の募集時に、そのような規定が入っておりまして、その辺の意図を酌むという形で募集しています。

白井委員 はい、わかりました。安心しました。ありがとうございます。

石田座長 これからについて、大切なところになりますもんね。積極的に、情報公開をしていくことが前提ですので、そのようなことの内容になるかと思います。それでは先に進めましょう。次の論点8について説明いいですか。

事務局 【説明】

論点8 市長の調整（市長とほかの実施機関の関係性）（資料5）

石田座長 はい、これについては、何か質問、意見等ありますでしょうか。

白石委員 1点確認です。9ページ目の管理状況の公表というところで、公文書管理法第9条、第26条の条文が載っていて、第26条の解釈というか、読み替えについてです。法律では、「国立公文書館等の長は、毎年度、保存及び利用の状況を内閣総理大臣に報告する」ということで、それを郡山市に読み替えると「歴公館の館長は、毎年度、特定歴史公文書の保存及び利用の状況を市長に報告する」というような読み替えになりますか。そうではないですか。

事務局 基本的に実施機関から市長への報告を中心に考えていました。歴公館と言いましても、国とは違って同じ市長部局でございますので、ここはそういう形というよりは、取扱いの中で状態を分かるようにすれば良いのかなと考えておりました。

白石委員 わかりました。

石田座長 11ページまでのところ、何かございましたか。

白井委員 今更ながらの確認をさせてください。10ページのこの図を見ていて、どうしても市長部局を中心に考えてきてしまっていたのですが、市長以外の実施機関がこれだけ上がっていますので、これら実施期間においても公文書の評価選別を行って、特定歴史公文書は歴公館に行くということで良いわけですね。実際のところ、それぞれの実施機関と個別の話をして理解を求めていくってことが実際は起きるので、歴公館の仕事としては結構大変なはずなのですけどもそういう理解でよろしいわけですね。全てここに上がって、市長以外の実施機関の公文書については、評価選別の結果特定歴史公文書は全部歴公館に行くということで。確認だけです。これは、市長に言えば全部できるってわけじゃない。市長以外ですから、それぞれ、教育委員会だったら教育長とかと話をしていくってところがある。

石田座長 基本的に、予算編成とかなんかもそれぞれ違うような形で組み合わせますから。

事務局 やはり実施機関によってその特色がありますので、そこで独立判断できる余地を残した上で市長が調整するっていうような役割になっていると思います。

石田座長 今心配したようなことは、教育委員会とか上下水道局の管理、その辺になります。

白井委員 さっきの話は、確認だけです。

石田座長 先に進めさせていただきます。それでは、次の論点9について事務局の説明をお願いします。

事務局 【説明】
論点9 経過措置（資料6）

石田座長 何か質問、意見等ありますでしょうか。

梅原委員 経過措置については、これが現実的かなと思うという点と、それから少し視点を変えてみると、国では、基本的に法律が成立してから施行まで2年弱位ありまして、その間に過去の分のファイル管理簿も作成し、旧式と新式の2種類のファイル管理簿を作って、それぞれについてレコードスケジュールを確認していたのです。これは、ある面、公文書管理の目的に掲げるような効率的という部分で、どこまでできるのか、そこも大事に考えないといけないかなという点はあると思うのですが、今までよりも前の文書は台帳・管理簿もない。その代わり、廃棄台帳を作るから、廃棄の時は何が捨てられたかわかるように担保するという形で十分かどうか。それから、例えば2年とは言わないですけども、もう少し年数を置いて、まずは、これから作られる文書のファイル管理簿を作り、保存期間表やレコードスケジュールをきちんと設定することを優先しつつ、同じものを大体過去には作っているの、類似で過去のを整理して、それも評価をしていくというような形で複数年の猶予期間を置くっていう、そういう考え方も全くないわけではないなと思います。あるいは、国の場合もそうだったんですけど、やっぱり5年ぐらいやってみたら、一度成果と実績を確認してみようみたいな、見直し規定を作って、ある程度バッファーを作る。こういう考え方もなくはないなと思っています。郡山市では、過去にファイル管理簿のようなものは全くないっていうことになるのでしょうか。

事務局 文書管理システムを運用していますので、システム上で検索することはできるのですが一覧っていうのは出てこないです。公表もしていないです。

白石委員 梅原委員がおっしゃるのは、その既存の文書管理システムを、流用するなりなんなりを元にしつつ、類似の何かで管理ができる、そういうファイル管理簿に近いもの、それを、数年の猶予を持たせて作る。そういう風にしてみたらどうかということですかね。

梅原委員 現実的な問題としてできるかどうかはもちろん大事だと思います。少なくとも、条例が施行した次の春からは、今までのシステムとは一応ちょっと切り離れた別物という感じで公開を前提とした仕組みができると。それまでは、ファイルの名前まで公表していなかったわけですね。だから、根本的に発想がもう変わっているんで、それを同じようにやりなさいっていうのは、さすがにちょっと酷だなっていうのはわかっています。唯一、廃棄台帳を作るから、それでなんとかいい加減なことはやっていないね、というところを担保できるかどうかというところなのでしょう。まあ、その辺の最終的な折り合いっていうのを、委員としてはどう考えるかなというのは、ちょっと他の委員の先生方にもお聞きしてみたいなと思います。

石田座長 どうですかね。色々おやりになっているところで、お考えは。

白石委員 難しいですね。例えば、石田座長のおっしゃっている 3.11（福島第一原子力発電所事故）の時、郡山市に対して国から何の指示もなかったと。それで、全て郡山市が独自に判断してやらざるを得なかったと。その事実を公文書の保存の中でなんとか残すことができないか。そういうものを、これに当てはめてみた時に、様々な実施機関があるなかでひょっとしたらそういう文書もあるかもしれない。それで、それを今の提示されている計画の中で上手くできるかどうかということですよ。どういうやり方をすればそういった必要なものを落とさずに救えるか。そういうことでしょうかね。3.11にこだわらなくても良いです。

石田座長 新しい形になるわけですね。おっしゃっていただいたものをいかにしてスムーズに当てはめて、大切にしていくかと。

事務局 条例の作りであれば、先ほどの「その他市長が必要と認める」ということではないですけれども、そういった部分の余地を残すという規定ぶりを作ることができます。何かこう、事情変化に応じてやることができるという表現はできますが、やっぱり現実的にその作業ができるかどうかっていうのは、ちょっと精査が必要かなというのが大きいところです。

石田座長 量的にどんなものですかね、かなりになりますかね。

梅原委員 過去の分って相当な量があります。

白石委員 かなり多いですね。

白井委員 全部ということになると、郡山市は、かなりマイクロフィルムで撮っていて、原文書がすでにはないものが少なくないということは伺っておりますけれども、それにしても、要するに物量がないというだけの話であって、文書数はたくさんあるということだと思います。これは、おそらく条例の問題ではなくて、この具体

的な運用において、前年度やって前々年度やって、そういうやり方をかなりきちっと、この新しく作るシステムに、文書管理システムに当てはめていくために、今年度は1年前のこの文書をやりましょうとか、その次は2年前の文書をやりましょうとか、もっとスピードを上げる必要があるのですけれども、やっていくのだろうという風には想像します。そのことと並んで、実はもう1つ、かつての石田座長の話を白石委員がお話になったことで思い出しましたが、利用とかの話になっていく。そして、今たまたま出た、その、東日本大震災の話で言えば、2011年や2012年に作成された文書を、新しいシステムで拾って、それを閲覧に提供するのにどのぐらいの時間をかけられるかっていうことが閲覧のシステム、これは歴公館の話であって、言えばそれまで、ここではそれまでなのかもしれませんが、そこに送り込むのが多分この仕事になるはずなので、そのことは、おそらくこの経過措置の中の運用の話ですよ、多分。

事務局 どういう制度設計をして、例えば委託とか、そういうことできるのかとか、そういったところだと思います。1番案ずるのは、貴重なその資源を皆さんにできるだけお見せして、使えるようにするためにはどうするかっていうことなのかと思います。

白井委員 経過措置が実はかなり細かい話だけれども結構大事で、かつ難しいっていうことをちょっと今、思いました。

事務局 条例の書きぶりは柔軟に書けるのですが、どういう運用をするか、またその中でやるかということになってくると思います。

石田座長 しばらくの間、関東大震災からっていうことでね、色々こう出てきますけど、地域では、役場や市役所とかの資料というのは、あんまり出てないですもんね。民間とか、マスコミのものが主力で、細かいものはあんまり出てこない。

白井委員 神奈川県横浜市で言えば、関東大震災で市役所が全焼しています。神奈川県では山の方の郡役所に残っていた文書を神奈川県立公文書館に集めてきています。郡山市では、東日本大震災の文書が残っているわけで、これを活用するための道筋をどう作るのかというのは、経過措置の1番大事な話なのだろうなと思います。

石田座長 経過措置、猶予期間っていうのはどの位ですかね。今、我々の言ったように、5年位が1つのポイントですよ。見通しありましたけど、どのぐらい見えていますか、ここの図表のとおりですか。

事務局 今までは集中管理していなかったもので、把握が難しいのですが、集中管理等の作業を進める中で分かってくるものもあると思います。

石田座長 公文書館が大変なのは確かですね。

白井委員 梅原委員がおっしゃった見直し事項は、確か法にはありましたよね。市の条例では、条例で見直し事項を持っているところってあるのですか。

事務局 何年か経ったら見直しというのですか。あまり見たことはないですね。

石田座長 見直しはということをしたんですか。

梅原委員 運用の状況とか、課題とか法令を改正するまではいかなかったんですけど、見直しをするべき内容と対応策を検討することが、委員会に5年後にやりましょって決まっていた。別に、ここで明確に条例に盛り込まなくても、先ほどの重要事項で、何年ってよくわかりませんが、その中で、そろそろちょっとやってみてどうかと。もうちょっと良いやり方があるのか、改善の余地はあるのかとか、そういう内容にはなるので、そういう点はやっぱりどこかに意識しておいていただいた方が良かなということは申し上げます。施行自体は、次の春で具体的な文書を来年作れば、翌年、令和7年度の春には公文書ファイル管理簿の作成、公表というこのスケジュールについては全然、異論はありません。それ以前の文書の移管、廃棄、ファイル管理簿、これを運用上どうするのかっていう時の考え方っていうのは色々あって、かつ、分量だとか体制面とかも含めて、適正かつ効率的な運営を図れるようにしないといけないなというところかなと思います。

石田座長 事務局どうですか。

事務局 はい。まさに運用と条例の書きぶりなので、その余地を残しておけば、改正をしなくても対応できるような規定はできますので、その余地を残して、例えばこう対応できるっていう時は、それを元にやるっていうことはできます。なるべくそういった形にしたいなと思います。

石田座長 ありがとうございます。それでは、次の説明をお願いいたします。

事務局 **【説明】**

その他 郡山市公文書等の管理に関する条例骨子（案）（資料7）

石田座長 議会に関しては、どの程度周知が進んでいますか。

事務局 議会への提案はまだまだ先なのですが、パブリックコメントを実施するに当たって、会長会というのがございまして、各会派の代表の方に前もってお知らせをしたいと思っております。
議会でも今まで質問いただいているので、全く知らない議員はいないと思いますが、その場で周知をしていきたいと思っています。

白石委員 一点いいですか。施設の正式名称を決めないといけない段階が来ると思います。私たちは、この仮称の方が慣れてしまっていますが、いずれ必ずその問題は出てきます。そのあたり進んでいますか。

事務局 白石委員からお話いただきました、施設の正式名称ですけれども、当然、歴公館の設置条例というのも出てきます。その際に、正式名称を含めて発表していきたいということでございます。これまた、まだ公にお話もしていませんし、時期もまだ最終決定ということではありませんけれども、繰り返しになりますが、設置条例のタイミングがございましたので、それに合わせて、正式名称を決めて発表していきたいと考えています。

白井委員 今の話ですが、ちょっと事情が分からないので確認します。いわゆる歴公館の設置条例の施行日というのは、開館日と一緒にではなくていいですか。

事務局 開館日と同日ではないです。

白井委員 先にできていていいと。

事務局 条例を作って、施行日を決めます。

白井委員 施行日が開館日かもしれないと。なるほどわかりました。
今、この出ている資料7というのは、骨子案ですけれども、この資料のまま、パブリックコメントに出るのですか。第1章総則、(令和5年第1回懇談会)と書いてありますが、こういうのは、そのままだ出ないですね。

事務局 これは本日の会議資料として付け加えているので、このままお示ししません。

白井委員 これは条例骨子案として、第1章総則だけで書いていて、これに前文や趣旨の文章があって、それで出されるという、そういうことでよろしいですか。

事務局 そのとおりです。

石田座長 なかなか施設の名称は難しいと思います。色々な考えの方がおられます。我々も、最初は歴史資料館の文言から、今は公文書っていうあたりに重しをつけてきているので、その辺のところの取組ってというのはね、大きくなりましたので。でもどこかでまとめなければならない。
以上、進めてきましたが、戻るような内容のご意見等ございますか。

梅原委員 前回オンラインで参加したので、雰囲気がちょっととらえられなかったと思っているんですけど、人的体制、特にアーキビストの話で少し議論があったかと思

います。それで、今日の資料1にもあったわけなのですけども、実際に郡山市は、8月に行われました国立公文書館の初任者向けのアーカイブズ研修に、東京での対面が1名、オンラインが2名の計3名が参加されました。全国から非常に多くの方が、学ばれて意欲的なものがありました。実際に、郡山市がこういう形で取り組まれているので、福島県内ではいわき市も参加されています。だから波及というのでしょうか。影響が少しずつ出ていて、とても喜ばしいなと思っています。そういうところは、とても評価したいと思っています。歴公館の中でどのように位置付けられるのか、どういう体制になるのかはわかりませんが、元々、この懇談会の委員は、歴公館の準備委員会からの委員が多いものですから、どうしてもそちらの方の意識もあると思うんです。当然、歴公館の、特に歴史資料とか考古資料とかをやる専門の方もいらっしゃると思うのですが、中々そのアーキビストっていうのは、すぐさまはちょっと置きにくいというのはわかっています。ただ、どれぐらいの専門職員がいてどんな形でやるのか。それから、こちらで選ばれた資料が歴公館に行って、評価選別に意見を言うだけではなくて公開審査など事業とかですね。その辺は白石委員からも前から言われていて、ちゃんとした人がいなきゃ困るよね、みたいな話もあった。そういった辺りは、せめて次回で結構ですけども、歴公館準備室の案か、あるいは総務法務課かわかりませんが、少しお話を最後はまとめて聞いておきたいなっていう気がいたしました。

石田座長 前回は前々回もアーキビストの問題は激論をいたしたところですよ。今回3人研修に行っているっていうのは心強いですね。

事務局 アーキビストにかかわらず、運営体制と言いますか事業をやっていくに当たって万全な体制を取っていかなければならないというご意見かと思います。運営体制については、今進めているところでもございますのでその段階で、次回くらいには、ある程度ご報告させていただければと思います。

石田座長 いわき市で研修に参加された方は全く関係していない方ですか、専門の方ですか。

梅原委員 おそらく文書担当か、総務担当の方が来られたのだと思います。

白石委員 いわき市の研修参加は、初めて聞きました。

石田座長 私も随分前になりますが、現憲法の本文が国立公文書館で展示するということを知って、それを見に行きました。憲法が突然できたわけではなくて、経緯がわかりますね。その時に、公文館法を知ったんですよ。だからやっぱり公文書館を作らなきゃならないっていうのは実感しましたけれども、地方にそういうものはほとんどないというか、そういう現状がありましてね。国の方はいっぱい集めすぎて、別館を作らなければならないほど集めていると聞いて驚いたことが私

のベースにあります。原点は日本国憲法でした。

その他、御意見等ありますか。

無いようですので、ここで閉じさせていただきます。今日は本当にご苦労さまでございました。

司会 ありがとうございました。それでは、以上を持ちまして本日の次第全て終了になります。最後に事務局から何かございますか。

事務局 次回の 11 月 20 日、これが最後の懇談会になりますので、条例の案文をお示しするようになります。よろしくお願いいたします。

司会 では、以上をもちまして終了いたします。どうもお疲れさまでした。